### 家庭用スチーム式美容器の安全性に関する自主基準

(平成27年10月8日制定)

1. **適用範囲** この規格は、家庭用目的で顔・首周辺部に使用するスチーム生成機能を有した美容機器で、定格電圧が単相の場合には 250V 以下、内部電源機器の場合には、安全特別低電圧 (SELV) で作動する次の機器の安全性について規定する。

なお、この規格の範囲内の機器の例は、次による。

- 家庭用スチーム式美容器

ただし、次の機器および家庭用を意図していないビューティーサロンの様な環境で使用される機器には適用しない。

- 医療機器(医師の監視,管理の下で使用される機器を含む)
- スチーム式美容器において,美容以外の目的で顔,首周辺部に使用するもの

この規格では、住宅の中及び周囲で、機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱っている。

ただし、この規格では通常次の状態については規定しない。

- 肉体的,知覚的又は知的能力の低下している人
- 経験及び知識の欠如している人
- 子供が機器で遊ぶ場合
- 2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補は適用しない。

JIS C 9335-1:2014 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第1 部:通則

JIS C 9335-2-23:2005 スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

JIS K 0557:1998 用水・排水の試験に用いる水

JIS C 1602:1995 熱電対

JIS T 2010:2011 家庭用吸入器

- **3. 用語及び定義** この規格で用いる主な用語の定義は, **JIS C 9335-2-23**:2005 の 3. によるほか, 次による。ただし, **3. 1. 9** はこの規格による。
- 3.1.9 通常動作 本体及びタンクに定格容量(定格容量の表示がない物は、容器の約80%) の水を入れ、定格電圧・定格周波数に等しい電源を連続して加えた状態での運転。

なお,この規格において水は JIS K 0557:1998 の A1 又は A2 の水とする。

- 3.101 スチーム 水に対し熱を与えることで状態変化した高温の液体類又は気体類。
- **3.102** スチーム量 機器から吹出される 1 分間のスチームに相当する水の体積。
- 3.103 家庭用スチーム式美顔器
  - 顔, 首周辺部に使用することを意図した家庭用の機器

- 肌の状態の調整を目的とする家庭用の機器
- スチームを直接肌に与える、又はその機能を有する家庭用の機器
- 4. 一般要求事項 一般要求事項は, JIS C 9335-2-23:2005 の 4. による。
- **5. 試験のための一般条件** 試験のための一般条件は, **JIS C 9335-2-23**:2005 の**5.** によるほか, 次による。
- **5.101** 湯漏れの傾斜角度の試験方法 **JIS T 2010**: 2011 (家庭用吸入器) に定められた 試験方法による。
- **6. 分類** 分類は、JIS C 9335-2-23:2005 の 6. による。
- 7. **表示及び取扱い説明又は据付説明** 表示及び取扱説明は, JIS C 9335-2-23:2005 の 7. によるほか, 次による。
- a) 表示
- 吹出口近傍のスチームに触れると熱傷の危険がある旨
- b) 取扱説明書 取扱説明書には、次の内容を必ず含むこと。
  - 1) 機器の使用によって, 肌に異常を感じた人は, 使用を中止し, 医師に相談する旨。
  - 2) 幼児が機器を使用しない旨。
  - 3) 子供には使用させない(ただし、保護者、又は専門家などの監督下で使用する場合は除く。)。
  - 4) 美容以外の目的で顔,首周辺部に使用しない旨。
  - 5) 使いすぎの注意喚起として,使いはじめ及びその後の使用頻度(例えば,1日の使用回数や1回の使用時間など)の説明。
  - 6) 次の人は、医師に相談する旨。
  - 温度感覚喪失が認められる人。
  - 肌にトラブルのある人。
  - 7) 定められた使用距離よりもスチーム吹出口に近づかない旨。
  - 8) 適切な使用距離。
  - 9) 製造者の指定する液体以外を使用しない旨。
  - 10) 使用中及び使用直後に本体を動かさない旨。
  - 11) 機器を操作するために必要な全ての情報。
  - これには、次の情報を含める。
    - 操作部,表示部の名称及び機能
    - 操作の手順
    - 着脱可能な部品及び附属品の着脱方法
    - 作動中に消耗する材料の交換などについての説明
  - 12) 電源(AC アダプタを含む。)又は充電器の情報。
  - 13) 定格電圧(V), 定格消費電力(W)及び定格周波数(Hz)についての定格値の記載。

- 14) 機器に使用した数字, 記号, 注意書き及び略語の意味を説明。
- 15) 特に重要な文言は、太字等で明確に表現する。
- **16)** 説明内容は絵などを用いて分かりやすく表現し、使用するマークおよびイラストは、 家電製品協会のガイドラインに従う。
- 8. **充電部への接近に対する保護** 充電部への接近に対する保護は, JIS C 9335-2-23:2005 の 8. による。
- 9. モータ駆動機器の始動 モータ駆動機器の始動は、この規格では規定しない。
- 10. **入力及び電流** 入力及び電流は, JIS C 9335-2-23:2005 の 10. による。
- 11. **温度上昇** 温度上昇は, JIS C 9335-2-23:2005 の 11. による。
- 13. **動作温度での漏えい電流及び耐電圧** 動作温度での漏えい電流及び耐電圧は, JIS C 9335-2-23:2005 の 13. による。
- 14. 過渡過電圧 過渡過電圧は, JIS C 9335-2-23:2005 の 14. による。
- 15. 耐湿性等 耐湿性は、JIS C 9335-2-23:2005 の 15. による。
- **16. 漏えい電流及び耐電圧** 漏えい電流及び耐電圧は, **JIS C 9335-2-23**:2005 の **16.** による。
- 17. **変圧器及びその関連回路の過負荷保護** 変圧器及びその関連回路の過負荷保護は, JIS C 9335-2-23:2005 の 17. による。
- **18. 耐久性** 耐久性は、この規格では規定しない。規程しない理由については**附属書 B** 参照のこと。
- 19. 異常運転 異常運転は, JIS C 9335-2-23:2005 の 19. による。
- **20. 安全性及び機械的危険** 安定性及び機械的危険は, **JIS C 9335-2-23**:2005 の **20.** による。
- **21. 機械的強度** 機械的強度は, JIS C 9335-2-23:2005 の 21. による。
- **22. 構造** 構造は, JIS C 9335-2-23:2005 の 22. によるほか, 次による。
- a) スチーム温度 取扱説明書に記載の使用距離でのスチーム温度は表1に従うこと。

表1 最大スチーム発生時間とスチーム温度規格

·	
スチーム発生時間	引 スチーム温度規格
30 分以上	43℃以下
10 分以上 30 分未清	5 45℃以下
5 分以上 10 分未満	46℃以下
1 分以上 5 分未満	47℃以下
1 分未満	49℃以下

適否は、この規格の**附属書A**に規定する試験方法によりスチーム温度を測定し、判定する。

- b) スチームによる熱傷
  - 1) 吹出口近傍の安全配慮 吹出口近傍のスチームは高温のため、人体(肌)が不意に触れないような構造とする。又は、スチームに触れると熱傷の危険がある旨の注意表示を行なうこと。注意表示は、通常の使用状態において見える位置であること。
  - 2) 湯飛びの安全配慮 通常動作させたとき,吹出し口から使用距離を超えて湯飛びしてはならない。
- c) 湯漏れによる熱傷 通常動作で機器を傾斜させたとき,水平面に対して傾斜角度 50° 以下で機器から 55℃以上の湯の流出水量が 50ml (10 秒間) 以上の湯漏れがあってはならない。

適否は5.101 湯漏れの傾斜角度の試験方法によって判断する。

- d) 吸引毒性
  - 1) オゾンに対する吸引毒性 放電機能等でオゾンが生成される際,使用中にオゾンを 吸引し,呼吸器系障害を生じない様,製造者側での安全エビデンスを有すること。
  - 2) 雑菌及び有害物質に対する吸引毒性 スチームに含まれる雑菌及び有害物質を吸引することで,呼吸器系障害を生じない様,製造者側での安全エビデンスを有すること。
- 23. 内部配線 内部配線は, JIS C 9335-2-23:2005 の 23. による。
- **24. 部品** 部品は, JIS C 9335-2-23:2005 の 24. による。
- 25. **電源接続及び外部可とうコード** 電源電線及び外部可とうコードは, JIS C 9335-2-23:2005 の 25. による。
- **26. 外部導体用端子** 外部導体用端子は, JIS C 9335-2-23:2005 の 26. による。
- **27. 接地接続の手段** 接地接続の手段は, JIS C 9335-2-23:2005 の 27. による。
- 28. **ねじ及び接続** ねじ及び接続は, JIS C 9335-2-23:2005 の 28. による。

- **29. 空間距離,沿面距離及び個体絶縁** 空間距離,沿面距離及び個体絶縁は,JIS C **9335-2-23**:2005 の **29.** による。
- 30. 耐熱性及び耐火性 耐熱性及び耐火性は, JIS C 9335-2-23:2005 の 30. による。
- 31. 耐腐食性 耐腐食性は, JIS C 9335-2-23:2005 の 31. による。
- **32. 放射線, 毒性その他これに類する危険性** 放射線, 毒性その他これに類する危険性 は, JIS C 9335-2-23:2005 の 32. による。

# 33. 附 則

この自主基準は、平成27年10月8日から実施する。

#### 附属書

### 附属書A (規定) 蒸気・イオンを用いた家庭用美容器のスチーム温度の試験方法

#### 1. 適用範囲

この附属書は、蒸気・イオンを用いた家庭用美容器のスチーム温度の試験ついて規定する。

## 2. 試験方法

- a) 試験装置 試験装置は、次による。
  - 1) 熱電対 JIS C 1602 に定めた種類のクラス 1 とする。
  - 2) 温度記録計 測定値が連続して記録できるものとする (例 データロガーなど)。
- b) 手順 手順は,次による。
  - 1) 使用距離の位置に熱電対を固定する。
    - 1.1) スチームの流れや測定温度に影響されない様な固定方法とする。
    - 1.2) 熱電対先端は固定部から 1 cm 程度離しておく。(固定部の温度や結露水の影響で測定温度が変わるため)
    - 1.3) 熱電対先端にはテープ等は付けず、スチームが直接当たる様にする。(テープ等に結露水が付着し測定温度が変わるため)
  - 2) 次の条件でスチームを発生させる。
    - 2.1) 測定環境温度は,23±2 ℃とする。
    - **2.2)** 給水量は,通常動作で製品仕様に定めた量の水 (**JIS K 0557** の A1 又は A2 の水) を給水する。
    - 2.3) 製品仕様に定めた電源条件で通電を行う。
    - 2.4) スチーム量の切替機能・スチーム角度調整機能・スチーム温度調整機能をもつ機器は、最もスチーム温度が高くなる設定でスチーム温度を測定する。
    - 2.5) 温度測定位置は、取扱説明書の距離で最もスチーム温度が高い位置とする。
  - 3) スチーム発生動作させている間のスチーム温度を連続して記録する。
- c) 結果の記録 温度記録計の表示値の最高値を記録する。

## 附属書B (参考) 18. 耐久性において,この規格では規定しない理由

個別規格において,機器特有で耐久性として見ておく必要のある部品を使用している場合は,規格を謳うが,部品として耐久性の規格を入れる必要のあるものがないため,"規定なし"とした。JIS C9335-1 の18項でも"規定しない"となっている。

例えば、マッサージ器のJISの場合、布が破れたりすると毛が巻き込まれて怪我をする場合があるので、耐久性については、耐久テストの仕方を取り上げており、そのように、特に安全性にまつわる場合には、耐久性として、個別規格に謳う場合はある。